

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置  (国税5)(法人税:義)(所得税:外)(地価税:外)(相続税:外)  (登録免許税:外)(消費税:外)(印紙税:外)  (地方税5)(個人住民税:外)(法人住民税:義)(住民税(利子割):外)  (法人事業税:義)(不動産取得税:外)(固定資産税:外)(事業所税:外)  (都市計画税:外)(自動車税:外)(軽自動車税:外)  (自動車取得税:外)(鉱区税:外)(水利地益税:外)(共同施設税:外)  (宅地開発税:外)</p>		
2	要望の内容	<p>独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)に基づく次の独立行政法人の制度及び組織の見直し(名称変更等)に伴い、所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税、個人住民税、法人住民税、住民税(利子割)、法人事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、鉱区税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税について、税制上の所要の措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独立行政法人環境再生保全機構</li> <li>○ 独立行政法人国立環境研究所</li> <li>○ 独立行政法人原子力安全基盤機構</li> </ul>		
3	担当部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独立行政法人環境再生保全機構 環境省総合環境政策局総務課</li> <li>○ 独立行政法人国立環境研究所 環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室</li> <li>○ 独立行政法人原子力安全基盤機構 原子力規制委員会発足まで: 経済産業省原子力安全・保安院企画調整課 原子力規制委員会発足以降:原子力規制委員会</li> </ul>		
4	評価実施時期			
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯			
6	適用又は延長期間			
7	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="233 1653 339 1919">必要性等</td> <td data-bbox="339 1653 531 1919">① 政策目的及びその根拠</td> </tr> </table>	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>《政策目的の根拠》</p>
必要性等	① 政策目的及びその根拠			

	② 政策体系における政策目的の位置付け	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
8 有効性等	① 適用数等	
	② 減収額	
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき	

	妥当性等	
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
	③ 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	